

ご利用ください

高齢者・障害者への各種助成制度

【問合せ】
 ▼高齢者福祉の制度は本庁高齢・介護福祉課(内線2673)
 ▼障害者(児)の制度は本庁障害・社会福祉課(内線2181)

在宅で介護されている方

次の2制度については、いずれも介護者・要介護高齢者ともに、市内に1年以上居住している方が対象となります。

家族介護用品支給事業

▼課税世帯 1000円券×36枚(3万6000円分)

▼非課税世帯 1000円券×75枚(7万5000円分)を交付

【対象】「寝たきり」または「重度認知症の状態が3カ月以上続いていることに加え、左記①～③のいずれかの要件に該当する要介護高齢者を、在宅で介護している方

①要介護認定または要支援認定を受けている方
 ②身体障害者手帳1・2級を持つ方
 ③療育手帳A1・A2を持つ方
ねたきり老人介護手当

▼1回の申請で6万円を支給(申請は年2回、8月と2月)

【対象】次の①②の要件を満たす方
 ①65歳以上の要介護4・5の高齢者を、在宅で起居を共にしながら、基準日(8月1日と2月1日)から過去6カ月間に、3カ月以上継続して介護している介護者

②要介護高齢者の属する世帯の世帯員全員が市民税所得割が非課税
 *前記2制度は、いずれも特別障害者手当および福祉手当の受給者は対象になりません。

元気高齢者など

介護予防元気度アップ事業

▼昨年貯めたポイント数による最大100円×50枚(5000円分)の利用券を交付

元気度アップカード(参加型)

【対象】65歳以上
【カード発行申請に必要なもの】本人の印鑑(スタンプ印を除く)
 *代理申請の場合は、代理人の印鑑が必要

▼元気度アップカード(ボランティア型)

【対象】40歳以上
【カード発行申請に必要なもの】本人の印鑑(スタンプ印を除く)
 *代理申請は不可
【ポイント転換申請に必要なもの】印鑑、申出書、カード
 *代理申請の場合は、本人の申出書・カード、代理人の印鑑・身分証明証

(保険証・運転免許証など)が必要
 *ポイントの引換期間は、本年12月28日まで
 はり、きゆう、マッサージ等施術料助成事業

65歳以上の一人暮らし高齢者など

緊急通報体制整備事業

▼年間800円を受診券20枚綴りを最大2冊(3万2000円)まで交付
【対象】市内に1年以上居住している満65歳以上の方

必要なもの

本人の身分証明証
 印鑑(スタンプ印を除く)
 *代理申請の場合は、本人および代理人の身分証明証、印鑑

高齢者訪問給食サービス事業

食生活の改善と安否確認を行います。昼・夕食の2食以内で配食します。
 *1食450円の負担があります。
生活指導型ショートステイ事業
 養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊し、生活習慣の指導・体調調整を行い、要介護状態への進行を防止します。
 *1日381円の自己負担金と食事

代などの実費負担金があります。
高齢者日常生活用具給付等事業
 火災警報機・自動消火器・電磁調理器の購入費助成および福祉電話(加入権)を貸与します。
 *自己負担があります。

在宅の障害者(児)

福祉タクシー等料金助成事業

▼年間500円券×20枚(1万円分)
【利用できる交通機関】市と契約しているタクシー会社、福祉有償運送車両、甌島定期航路船

【対象】次のどちらかに該当する方
 ▼市内に居住しており、次のいずれかに該当する重度障害者(普通自動車運転免許所持者を含む)

①身体障害者手帳1・2級
 ②療育手帳A1・A2、A
 ③精神障害者保健福祉手帳1級
 ▼市内に居住している障害児で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(同一世帯に普通自動車運転免許所持者がいないこと)

*申請には、障害者手帳など印鑑が必要です。社会福祉施設などの入所者は対象になりません。

既存住宅改修環境整備事業補助金の申請受付

【問合せ】本庁建築住宅課建築指導グループ

☎(23)51111(内線3643)

【補助対象者】次の条件を全て満たす方

▼本市の住民基本台帳に記載されている方

▼原則として、改修工事を行う住宅に居住し、所有する方

▼市税を滞納していない方

【補助対象住宅】補助を受けようとする方が居住している市内の個人住宅など

【補助対象工事】住宅の機能の維持および向上のために行う改修工事(増築を含む)で、20万円以上の工事に係る経費

補助金の額

▼補助率 20%

▼補助上限額 20万円

*ただし、同時に60万円以上の住宅の耐震改修工事を行う場合は、一律20万円

【施工業者】市内の施工業者で市施工業者登録のあるもの

【前年度からの変更点】補助金申請時に、改修動機に係るアンケートにご協

力ください。また、補助金の申請は個人ですが、支払いは、今回から市が直接施工業者に支払います。
【受付期間】5月12日(火)～22日(金)9時～17時
 *受け付けは土・日曜日を除きます。
【受付件数】300件程度
【抽選日】5月29日(金)9時から

改修に併せて耐震改修工事を行う場合

【受付件数】先着1件
 *抽選を行うことなく優先的に交付決定を受けることができます。
【受付場所】本庁3階建築住宅課または甌島4支所地域振興課
 *5月12日(火)・13日(水)に限り、川内文化ホール第4会議室

【注意事項】
 ▼交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。
 ▼補助金の交付申請は、同一住宅について1回限りです。

▼詳細については、受付窓口またはホームページでご確認ください。

危険廃屋等解体撤去促進事業補助金の申請受付

【問合せ】本庁建築住宅課建築指導グループ

☎(23)51111(内線3643)

【補助対象者】次のいずれかを満たす方

▼市内に所在する危険廃屋などの所有者や、所有者から委任を受けた方(市税を滞納していない方)

▼市長が適当と認める方

【補助対象工事】

▼工事に要する費用(消費税などを含まず)が30万円以上であること

▼解体工事の資格を持つ業者に依頼する工事であること(市内に本店または営業所を有する業者)

【補助対象とならない工事】解体撤去完了の日から3年以内に、売却や建築など跡地利用の計画が明らかなもの

【受付開始日】4月15日(水)

【受付件数】30件程度

【受付場所】本庁建築住宅課または甌島4支所地域振興課

【注意事項】交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。

【危険廃屋などの定義と補助の額】

定義	要件	補助金
危険廃屋	状態が著しく不良であり、かつ、倒壊などにより周辺住民などに危険を及ぼすおそれがあるもの(道、宅地、公園などに近接していること)	工事費の3分の1 上限額30万円
認定廃屋	状態が不良であり、かつ、地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして、廃屋判定委員会に認定されたもの	
景観支障廃屋	危険廃屋・認定廃屋のうち、特に景観を保全する必要がある地域(甌島)に存するもの	工事費の2分の1 上限額45万円